

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人日本内科学会に対する意見及び要請

- 鳥取県と大分県において専門研修プログラムが単独であるため、都道府県ごとに複数の基幹病院を設置できるよう努力し、必要に応じてプログラム整備基準を見直し、改訂すること。
- 地域枠医師や出産、育児等合理的な理由のある専攻医に対してカリキュラム制度を整備していることを示し、カリキュラム制を用いた専攻医の数を毎年公開すること。